

回覧

市役所申告会場で所得税・市県民税の申告をされる方へ

(市役所税務課職員が申告書作成のお手伝いを行っている申告会場です)

※市役所での申告相談は事前予約が必要となります。

今年から申告相談につきましては、例年の申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、市民の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう事前予約制とし、新型コロナウイルス感染リスク予防に、より一層配慮した形で行います。

予約受付期間	令和3年2月3日(水)～2月15日(月)(土・日・祝日を除く) 8時30分～17時15分
相談日時	令和3年2月16日(火)～3月12日(金)(土・日・祝日を除く) 9時30分～12時・13時～16時30分
場 所	市役所3階会議室
定 員	1日 24人
申込方法	予約受付期間に電話にて申込み(電子メール・ファックス・郵便などでの受付はできません)
予約電話番号	有田市役所税務課 0737-22-3574(直通)

※予約の際は、氏名・連絡先・希望日・申告内容等をお伝えください。

※予約希望時間枠は先着順ですので、ご希望に添えない場合があります。(1枠30分です)

※当日予約されていても、先の方の相談状況によっては、お待ちいただく場合もあります。

※「青色申告」「土地・建物・株式の譲渡・先物取引などの分離所得」「住宅関連の控除申告」「相続税」「贈与税」「山林所得」等の申告については対応できません。湯浅税務署にお問い合わせください。

※営業所得・不動産所得・農業所得を申告される方→収支内訳書はご自身で作成して持参してください。(作成されていないと申告の受付ができません。)

※医療費控除の申告される方→今年から「医療費控除明細書」「セルフメディケーション税制明細書」の添付が必須となります。申告会場での代行作成はしませんので、必ず事前に作成して持参してください。

※提出のみの方は、事前予約の必要はありませんので、税務課にご持参ください。

(お問い合わせ先)

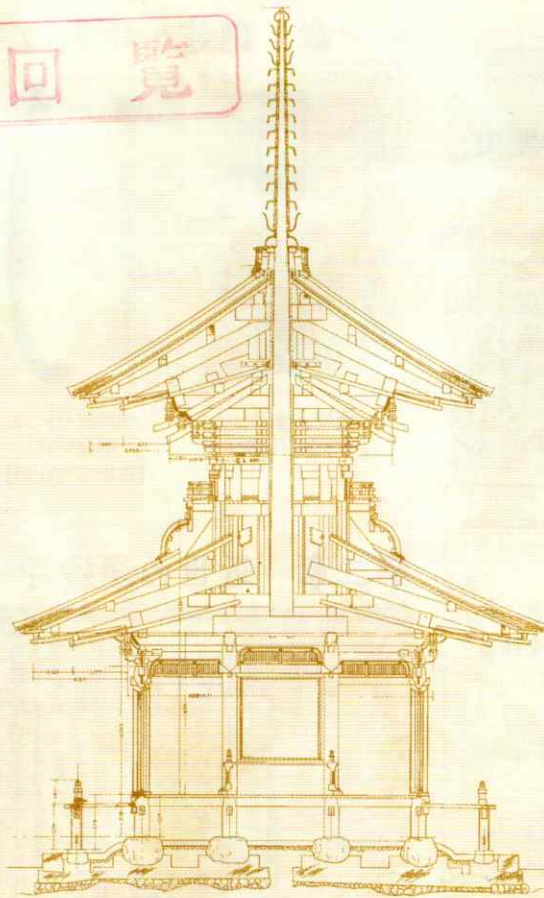
税務課 0737-22-3574
0737-22-3576

浄妙寺多宝塔修理竣工85年記念特別展

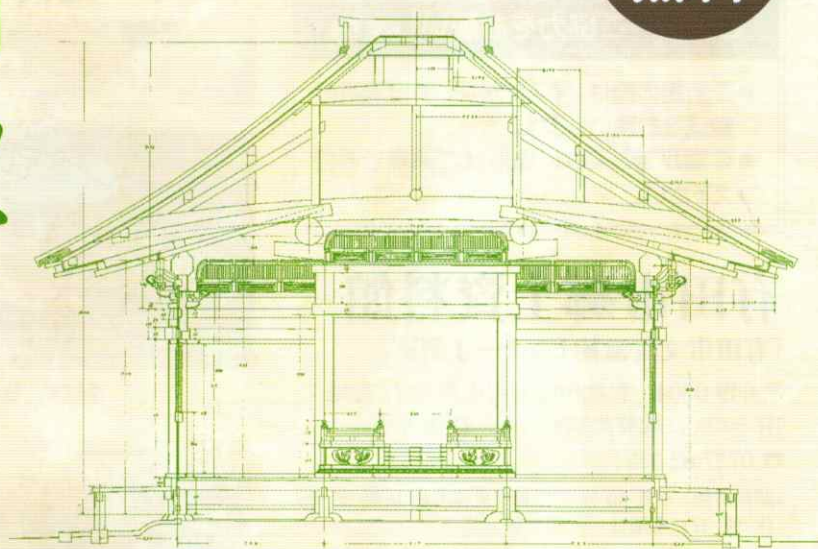
資料から読み解く

浄妙寺・多宝塔と

入館無料



重要文化財 浄妙寺多宝塔 断面図



重要文化財 浄妙寺本堂(薬師堂) 断面図

薬師堂の歴史

有田市郷土資料館 (有田市文化福祉センター4階)

期間 令和3年 1/23(土) ▶ 3/21(日)

山青し 海青し 文化は深く
紀の国わかやま文化祭2021 第21回全国障眼書展-文化祭わかやま大会
第36回国民文化祭-わかやま2021 第21回全国障眼書展-文化祭わかやま大会
*10:30~12:30(11:15閉館)
紀の国わかやま文化祭2021 応援事業

〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地 TEL: 0737-82-3221

開館時間: 9時30分~17時(最終入館は16時30分) 休館日: 水曜日

主催 有田市教育委員会



山崎昭二郎氏 浄妙寺多宝塔内部彩色文様の復元模写
画像: 国立歴史民俗博物館提供

浄妙寺多宝塔修理竣工 85 年記念特別展

資料から読み解く

浄妙寺・多宝塔と薬師堂の歴史

有田市宮崎町小豆島の浄妙寺に所在する多宝塔・本堂（薬師堂）は、鎌倉時代の建造物で、国の重要文化財に指定されています。浄妙寺には創建から何度か行われた、多宝塔・薬師堂の修理に関する資料がたくさん残されています。その資料を通して、当時の人々がどのような修理を行ったのかを紹介します。

関連催事

■特別展記念講演会

『重要文化財 浄妙寺本堂（薬師堂）と多宝塔の建築的特質を探る』
令和3年2月27日（土）13:30～15:00

講師 鳴海祥博氏

会場 有田市文化福祉センター3階会議室

■ギャラリートーク

令和3年1月23日（土）13:30～14:00

令和3年2月13日（土）13:30～14:00

講師 担当学芸員

会場 有田市郷土資料館 第1展示室
（有田市文化福祉センター4階）

申込先 有田市文化福祉センター

TEL: 0737-82-3221

新型コロナウイルス対策のため、各日程の前日までにお申込み下さい。クラスター感染発生時に連絡の取れる電話番号をお伝え下さい。

新型コロナウイルス感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。

- ご来館の際は、マスク着用、手指消毒の徹底をお願いします。
- 体調が芳しくない場合はご来場をお控え下さい。

有田市郷土資料館

（有田市文化福祉センター4階）

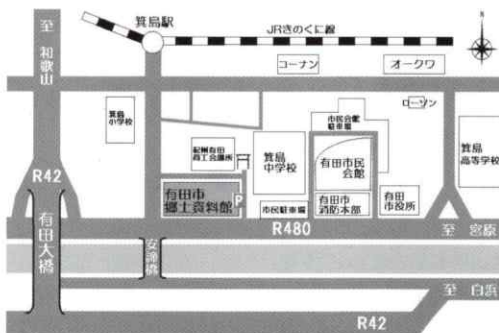
〒649-0304 和歌山県有田市箕島27番地

JRきのくに線箕島駅から南へ徒歩5分

☎ 0737-82-3221

〈開館時間〉9時30分～17時（最終入館16時30分）

〈休館日〉水曜日 入館無料



第一章 創建～中世の浄妙寺



浄妙寺縁起
天和2年（1682）



螺鈿前卓脚部
鎌倉時代
【市指定文化財】

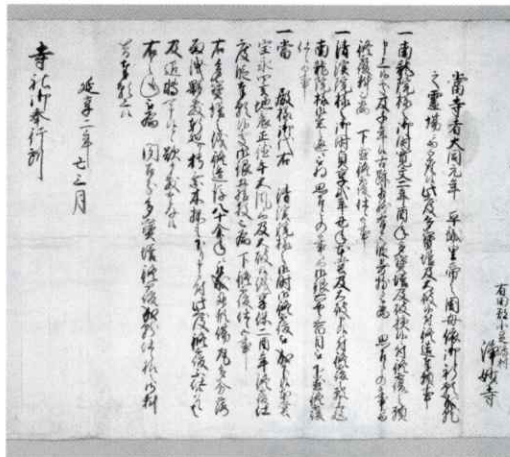


燭台の台
鎌倉時代
【市指定文化財】



薬師如来光背飛天
鎌倉時代
【市指定文化財】

第二章 近世の浄妙寺



多宝塔修造願控 延享2年（1745）



多宝塔・枇杷板 寛延2年（1749）



多宝塔・四天柱根継材
寛延2年（1749）

第三章 近代の浄妙寺



薬師堂 修理前



竣工



多宝塔 修理前



竣工

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- **法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。**

1. 一時金の対象となる方について

以下の①又は②に該当する方で、請求時点でご存命の方が対象となります。なお、請求者はご本人（成年後見人を含む。）のみとなっています。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます。）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・ 県又は厚生労働省の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です。）。
- ・ 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

※ 請求書の記載事項や提出書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・ 一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・ 支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<和歌山県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

■ 電話番号及びFAX番号 下記のとおり ■ メールアドレス e0412001@pref.wakayama.lg.jp

■ 受付時間 9:00～17:45（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



保健所名等	所在地	電話番号(直通)	FAX 番号	管轄市町村
県庁健康推進課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-2642	073-428-2325	和歌山市
海南保健所	〒642-0022 海南市大野中 939	073-483-8824	073-482-3786	海南市、紀美野町
岩出保健所	〒649-6223 岩出市高塚 209	0736-61-0049	0736-62-8720	紀の川市、岩出市
橋本保健所	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-5440	0736-42-0886	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
湯浅保健所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1294	0737-64-1290	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
御坊保健所	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-0996	0738-23-3004	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
田辺保健所	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7952	0739-26-7916	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
新宮保健所	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9629	0735-21-9639	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村
新宮保健所 串本支所	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739	串本町、古座川町

※各保健所の担当窓口は保健課（新宮保健所串本支所については保健環境課）です。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

■ 電話番号 03-3595-2575 ■ FAX 番号 03-3595-2753 ■ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

■ 受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

■ 所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2



請求書の記載事項や提出書類について

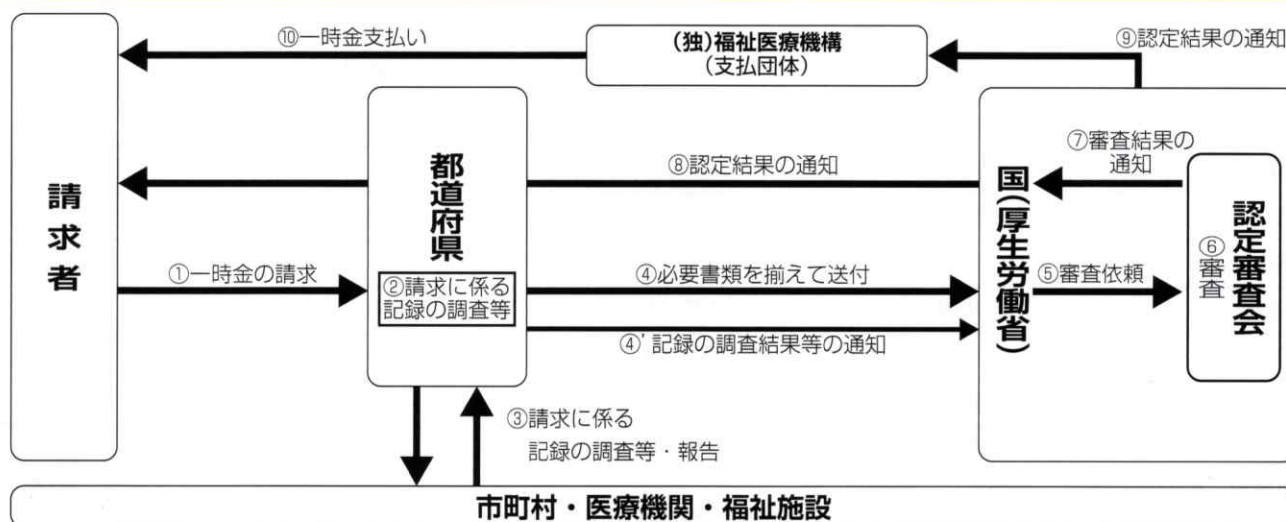
※ご提出されるに当たって、ご不明な点がございましたら窓口までお問い合わせください。

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。
なお、様式 1～3 については、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。

● 請求の際には、以下の書類を提出してください。

- (1) 旧優生保護法一時金支給請求書【様式 1】
- (2) 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書【様式 2】
(現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書)
(注) 特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定に当たっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。なお、心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、窓口までご相談ください。
- (3) 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書【様式 3】
(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます。)
- (4) 住民票（原則 3 か月以内に取得したもの）の写しその他、請求者の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類
- (5) (2) の診断書作成に要した費用が記載された領収書
- (6) 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- (7) その他請求に係る事実を証明する書類
(書類の例)
 - ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類
 - ・ 戸籍謄(抄)本等、手術以降子供がいなかったことを確認できる書類
 - ・ 優生手術等の経緯についての関係者(親族等)からの証言等を記載した陳述書
 - ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類 等

一時金支給手続の流れ (イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合です。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合、請求は現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国（厚生労働省）からの通知を受けて手術を受けていた都道府県が実施します。

※ 請求書が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略されます。